○農林水産省告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川一〇二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字三倉字登リ立四の三一、八の五八、八の四七・八の四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬字管ケ谷七八八、七八九、七九一、字間狭七九四、七九五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字須澄字見内三八四、三八七から三八九まで、三八九の二、三八九の三、字岩伏五五四から五五六まで、五五五の一、五六四、五六六、五六九、五七二、五七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　京都府木津川市加茂町観音寺花原一〇から一三まで、大野岩谷三五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字白張二四七三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市岩倉町柿田一二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十八号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項の規定により農林水産大臣が指定する特定母樹を次のとおり指定したので告示する。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	所有者の氏名又は名称及び住所	本数（単位　本）
特定二十六―一	スギ九育二―百四十二	スギ	熊本県合志市須屋二千三百二十番地	独立行政法人森林総合研究所九州育種場	一
特定二十六―二	スギ九育二―百四十七	〃	〃	〃	二
特定二十六―三	スギ九育二―百六十五	〃	茨城県日立市十王町伊師三千八百九番地一	独立行政法人森林総合研究所林木育種センター	一
特定二十六―四	スギ九育二―百六十六	〃	〃	〃	二
特定二十六―五	スギ林育二―百十七	〃	〃	〃	四
特定二十六―六	スギ林育二―百八十九	〃	〃	〃	〃
特定二十六―七	スギ林育二―百九十	〃	〃	〃	〃
特定二十六―八	スギ林育二―百九十一	〃	〃	〃	〃
特定二十六―九	スギ林育二―百九十二	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十	スギ林育二―百九十三	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十一	スギ林育二―百九十四	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十二	スギ林育二―百九十五	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十三	スギ林育二―百九十六	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十四	スギ林育二―百九十七	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十五	スギ林育二―百九十八	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十六	スギ林育二―百九十九	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十七	スギ林育二―二百	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十八	スギ林育二―二百一	〃	〃	〃	〃
特定二十六―十九	スギ林育二―二百二	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十	スギ林育二―二百三	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十一	スギ林育二―二百四	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十二	スギ林育二―二百五	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十三	スギ林育二―二百六	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十四	スギ林育二―二百七	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十五	スギ林育二―二百八	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十六	スギ林育二―二百九	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十七	スギ林育二―二百十	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十八	スギ林育二―二百十一	〃	〃	〃	〃
特定二十六―二十九	スギ林育二―二百十二	〃	〃	〃	〃
特定二十六―三十	スギ林育二―二百十三	〃	〃	〃	〃
特定二十六―三十一	スギ九育二―百三十五	すぎ	〃	〃	〃